

歯科材料 09 歯科用研削材料
歯科技工用ダイヤモンド研削材 70902000
一般医療機器

ダイアシント

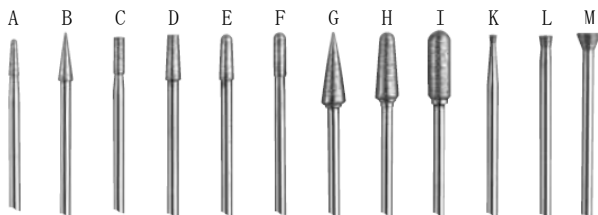
【形状・構造及び原理等】

〔概要〕

本品は、焼結ダイヤモンドバー12種類と焼結ダイヤモンドディスク3種類からなる歯科技工用ダイヤモンド研削材である。

〔種類〕

1. ダイアシント

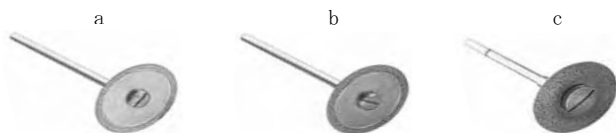


使用回転数：A～F、K、L：30000～50000min⁻¹

G、H、I、M：20000～35000min⁻¹

シャフト直径：2.35 mm

2. ダイアシントディスク



	厚さ	直径	粒子サイズ	適用
a	0.16mm	21mm	50 μm	ポーセレン用
b	0.19mm	21mm	75 μm	プレシヤス・ノンプレシヤス用
c	0.4mm	21mm	180 μm	ノンプレシヤス用

使用回転数：10000 min⁻¹

〔原理〕

歯科技工用マイクロモーターのハンドピースに装着し、回転させて用いることで補綴物を研削する。

【使用目的又は効果】

本品は、補綴物を研削するために用いる。

【使用方法等】

歯科技工用マイクロモーターのハンドピースに装着し、回転させて用いる。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) 本品は、使用回転数内で使用すること。使用回転数を超えると破折することがあるので注意すること。
- 2) 使用前に回転させ、振れがないことを確認すること。
- 3) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 4) 折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧下での使用は避けること。
- 5) ダイアシントディスクはマンドレルに緩み等がないよう、確実に装着すること。
- 6) ダイアシントディスク C は陶材焼付用金属には使用しない

こと。陶材の変色の原因になります。

【使用上の注意】**

〔使用注意〕

個別の医療機器によらず医療従事者として医療を実施するにあたり、既に注意されていると考えられている事項は遵守すること。
（注意事項の内容例）

平成 26 年 10 月 31 日事務連絡

「医療機器の添付文書の記載要領に関する Q&A について」別添 1

〔重要な基本的注意〕

本品を使用する際には、目の損傷を防ぐために保護めがね等を使用すること。また、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、防塵マスク等を使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】***

製造販売業者：白水貿易株式会社

製造国：ドイツ

製造業者：Dentaurum GmbH & Co. KG

販売業者：株式会社デンタリード

電話番号：06-6396-4448

FAX 番号：0120-24-0892

ホームページ：<https://www.dentalead.co.jp>